

令和7・8年度境港市建設工事等準市内業者認定申請手続きについて

境港市建設部管理課

令和7・8年度境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格審査申請において、市外業者として申請している者（資格を有している者）のうち、「契約権限等を委任した営業所（以下「委任先営業所」という。）」を境港市内に有しており、下記の各認定要件を全て満たす場合に限り、委任先営業所の準市内業者認定を希望することができます。準市内業者認定を受けることにより、市外業者よりも指名選定や入札参加条件の面で優遇される場合があります、入札への参加機会が多くなる場合があります。

※必ずしも、市外業者よりも入札への参加機会が多くなるわけではありません。

委任先営業所の準市内業者認定を希望する者は、下記により申請書を作成のうえ提出してください。なお、「募集項目」ごとに認定要件が異なるため、注意してください。

1. 募集項目

【建設工事】

- (1) 土木一式工事（一般）
- (2) 建築一式工事（一般）
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事（アスファルト） ※特殊工事

【測量等業務】

- (1) 全業務（全業種）

2. 認定要件

- ・令和7・8年度境港市建設工事入札参加資格審査申請において、境港市内の委任先営業所を記載していること。
- ・境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格に係る市内業者及び準市内業者の認定要綱第2条第2項に掲げる定義及び第3条第2項に掲げる認定要件に合致していること。

3. 申請書等の入手及び提出方法

申請書等は、本書を掲載している境港市ホームページ記事よりダウンロードすること。

提出は、電子申請によるものとし、難しい場合は、持参もしくは郵送により行うものとする。

電子申請は、同記事に掲載してある URL より、「とっとり電子申請サービス」にアクセスし、「必須事項」を入力の上、提出書類を添付し申請すること。

4. 提出書類

● 1. 募集項目【建設工事】の(1)～(5)

- a 令和7・8年度境港市準市内業者認定申請書（新規・変更）（様式第1号）
- b 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）

- c 市民雇用者の社会保険加入が分かるもの※
 - d 市民雇用者の雇用保険加入が分かるもの※
 - e 委任先営業所状況写真（様式第3号）
 - f 委任先営業所の賃貸借契約書の写し※
 - g 委任先営業所の賃貸借契約書の写しを添付できない理由書※
- （注）※印のついている書類は提出不要の申請者もあるので注意すること。

● 1. 募集項目【測量等業務】の（1）

- a 令和7・8年度境港市準市内業者認定申請書（新規・変更）（様式第1号）
- b 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）
- c 市民雇用者の社会保険加入が分かるもの
- d 市民雇用者の雇用保険加入が分かるもの
- e 委任先営業所状況写真（様式第3号）
- f 委任先営業所の賃貸借契約書の写し※
- g 委任先営業所の賃貸借契約書の写しを添付できない理由書※
- h 測量業務を希望する者にあつては、直近の「測量法第55条8の規定に基づく書類」の写し※

（注）※印のついている書類は提出不要の申請者もあるので注意すること。

5. 記入方法

各様式への記入に当たっては、次により明瞭に記載すること。

- a 令和7・8年度境港市準市内業者認定申請書（新規・変更）（様式第1号）
 - （a）「年月日」は申請書提出の日付を記入すること。
 - （b）「住所」は登記上の住所ではなく、実際の住所（アパート名や部屋番号を含む）を記載すること。
 - （c）いずれか該当する□に「レ」を記入すること。
- b 市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）

申請日時点で該当する従業員を記載すること。「総従業員数」は、委任先営業所の従業員数でなく、会社全体の人数を記載すること。なお、記載内容に変更が生じた場合は、記載内容を変更したものを速やかに提出すること。
- c 市民雇用者の社会保険加入が分かるもの

市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）に記載した従業員について、健康保険被保険者証の写し（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）を提出すること。ただし、令和7・8年度境港市建設工事入札参加資格審査申請において、提出している者については、省略して構わない。
- d 市民雇用者の雇用保険加入が分かるもの

市民雇用者名簿兼照会同意書（様式第2号）に記載した従業員について、雇用保険被保険者の写し、または、雇用保険適用事業所別被保険者台帳の写しを提出すること。なお、台帳の写しは令和6年12月6日（金）以降に取得したものに限る。ただし、令和7・8年度境港市建設工事入札参加資格審査申請において、提出している者については、省略して構わない。

（注）雇用保険適用事業所別被保険者台帳は、管轄区域の公共職業安定所にて交付を受けることができます。「鳥取県ふるさとハローワーク境港」では、火曜日及び金曜日

(10:00～15:00)のみ、「ハローワーク米子」では、月曜日～金曜日(8:30～17:15)に交付を受けることができます。郵便請求も可能です。詳しくはお近くの公共職業安定所にご確認ください。

「鳥取県ふるさとハローワーク境港」(0859-44-1733)

「ハローワーク米子」(0859-33-3911)

e 委任先営業所状況写真(様式第3号)

写真は、令和6年12月6日(金)以降に撮影した日付入りのカラー写真とすること。なお、職員の集合写真は必要としない。

f 委任先営業所の賃貸借契約書の写し

貸主、借主及び建物の所在地等の各種情報が記載されたものであること。

g 委任先営業所の賃貸借契約書の写しを添付できない理由書

「f 委任先営業所の賃貸借契約書の写し」が本社所有等の理由により提出できない場合、任意様式で提出すること。

h 測量業務を希望する者にあつては、直近の「測量法第55条8の規定に基づく書類」の写し※

「測量法第55条8の規定に基づく書類」に境港市内の委任先営業所が記載されていない場合であっても、国へ変更申請中(委任先営業所の登録申請中)であることがわかる書類の提出があれば、要件を満たすものとします。

6. 受付期間

令和6年12月16日(月)より随時

ただし、令和7年4月1日からの認定を希望する場合は、令和7年1月24日(金)まで

7. 準市内業者認定の有効期間

準市内業者認定を受けた日(令和7年4月1日以降を予定)から令和9年3月31日まで

8. 問い合わせ先

境港市建設部管理課管理係

〒684-8501 境港市上道町3000番地(別館3階)

電話:0859-47-1073

ファクシミリ:0859-44-3094

メールアドレス:kanri-nyusatsu@city.sakaiminato.lg.jp

※問い合わせは、ファクシミリ又はメールにてお願いします。問い合わせの内容について不明な点がある場合は、担当者から連絡させていただきます。

なお、問い合わせの際は件名を「準市内業者の認定に関する質問」とし、次の事項を必ず記載してください。

1. 会社名
2. 担当者名(所属部署、氏名)
3. 連絡先(電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス)
4. 質問事項

9. その他

- (1) 持参により提出する場合、市の受付印が必要な場合は、返却用の申請書を1部（写し可）提出してください。
- (2) 申請書の提出は、なるべく電子申請により行ってください。郵送により提出する場合は原則として書留等、記録が残る方法によることとし、レターパック（ライト、プラス）の使用も可とします。
- (3) 報告内容に変更が生じた場合は、その変更事由の生じた日から1か月以内に様式第1号と必要書類を提出してください。
- (4) 報告内容に基づき、営業所実態調査を適宜行います。なお、調査の結果、本申請書等への記載内容が事実と異なっている又は虚偽の申請等不正な行為をしていると判断した場合は、改善に向けた指導・勧告、準市内業者認定の不認定又は取り消し、境港市建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止・入札参加資格の取り消し等の処分を行います。
- (5) 報告内容等に疑義が生じた場合には、委任先営業所に関する公共料金等の領収書を提出していただく場合があります。なお、営業時間中であるにも関わらず、「訪問しても常時不在である」、「電話（ファクシミリを含む）が本社に転送されることが度重なる」等の場合には、「社会通念上、境港市準市内業者認定申請における認定要件を満たす委任先営業所であると認められない」と判断します。
- (6) 認定結果については、前述の調査に加え、入札参加資格の審査を経て決定することから、3月中を予定しております。なお、結果は市ホームページで公表し、認定できない場合を除き、個別に通知はしませんので、ご了承ください。